紀美野町第１回定例会会議録

令和８年３月５日（木曜日）

○議事日程（第３号）

令和８年３月５日（木）午前９時００分開議

第　１　議案第３６号　監査委員の選任の同意について

第　２　議案第３７号　令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第８号）について

第　３　議案第　４号　専決処分の承認を求めることについて
（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）

第　４　議案第　５号　紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第　５　議案第　６号　紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第　６　議案第　７号　紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について

第　７　議案第　８号　紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

第　８　議案第　９号　紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について

第　９　議案第１０号　紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第１１号　紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

第１１　議案第１２号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第１３号　紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第１４号　町有財産の無償貸し付けについて

第１４　議案第１５号　工事請負契約の変更について

第１５　議案第１６号　工事請負契約の変更について

第１６　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第１７　議案第１７号　教育委員会委員の任命の同意について

○会議に付した事件

日程第１から日程第１７まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名
１番	徳田拓嗣
２番	中原和也
３番	桐山尚己
４番	藤井基彰
５番	上柏睆亮
６番	埴谷高夫
７番	美野勝男
９番	向井中洋二
１０番	伊都堅仁
１１番	美濃良和
１２番	七良浴光

○欠席議員

な　し

○説明のため出席したもの

職　名	氏　名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	髙田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久

保健福祉課長　森谷善彦
子育て推進課長　黒﨑智帆
産業課長　吉見將人
建設課長　中前貴康
まちづくり課長　米田和弘
水道課長　長生正信
美里支所長（米田和弘）
消防長　井川豊一
会計管理者　湯上増巳
教育次長　東浦功三
代表監査委員　菊本邦夫

―――――――――――――――――――――

○欠席したもの

な し

―――――――――――――――――――――

○出席事務局職員

事務局長　井戸向朋紀
事務局書記　西本貴哉

開　議

○議長（七良浴　光）　　皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

――――――――――――――――――――――――――――

○議長（七良浴　光）　　本日、執行部から議案第３６号及び第３７号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明のみとして、１１日予定の本会議において審議・採決を行うことになりましたので、報告します。

また、選挙管理委員長から、委員及び補充員の任期満了が近くなったことから、選挙を行うべき事由が生じたとして、地方自治法第１８２条第８項の規定により通知があり、議会運営委員会で調査いただいた結果、１１日予定の本会議において選挙を行うことになりましたので、併せて報告いたします。

なお、選挙管理委員及び補充員の選挙に関し、本日、本会議終了後、全員協議会を招集いたします。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第３６号　監査委員の選任の同意について

○議長（七良浴　光）　　日程第１、議案第３６号、監査委員の選任の同意について議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

（町長　小川裕康　登壇）

○町長（小川裕康）　　皆さん、おはようございます。

それでは、議案３６号につきまして御説明申し上げます。

本日お配りさせていただきました議案書の１ページをお願いいたします。

議案第３６号、監査委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

氏名は芝﨑泰章、生年月日、住所は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、現監査委員が令和８年３月１６日をもって任期満了となることから、後任の監査委員を選任するため、本議案を提案するものでございます。

なお、略歴等は２ページの参考資料に記載のとおりであります。

以上、議案第３６号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（町長　小川裕康　降壇）

◎日程第２　議案第３７号　令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第８号）について

○議長（七良浴　光）　　日程第２、議案第３７号、令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第８号）について議題とします。

説明を求めます。

黒﨑子育て推進課長。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　登壇）

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　それでは、本日付で上程いたしました議案書の１ページをお開きください。

議案第３７号、令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第８号）。

令和７年度紀美野町の一般会計補正（第８号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条、繰越明許費の追加は、「第１表　繰越明許費補正」による。

令和８年３月５日提出　紀美野町長　小川裕康

議案書の２ページを御覧ください。

第１表、繰越明許費補正、追加でございます。

３款民生費、２項児童福祉費、事業名は物価高対応子育て応援手当支給事業、繰越額は１６４万円でございます。

当事業は、物価高対応のため、ゼロ歳から高校３年生までのこども１人当たり２万円を支給する事業で、１月に補正予算１，５３２万７，０００円を計上させていただきました。国の方針に基づいて、令和７年度会計内での予算執行を予定していましたが、先日、県を通じて、令和７年度補助金の対象は令和８年３月３１日までの対象者への支払いに限る、令和８年４月１日以降の支払いは令和８年度補助金対象になるとの国の方針が変わる旨の連絡がありました。既にほとんどの方への支払いが済んでおりますが、当手当の申請期限を３月３１日としているため、支払いが４月になる方もいます。４月以降の支払い予定者８２名、１６４万円を令和８年度に繰越しをさせていただきたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いいたします。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　降壇）

◎日程第３　議案第４号　専決処分の承認を求めることについて

（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）

○議長（七良浴　光）　　日程第３、議案第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度紀美野町一般会計補正予算（第６号）について）議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　たくさん資料があって、もたついて申し訳ございません。

この補正のところで、１３ページの、これは予算に関する説明書の１３ページのところで、保健衛生費についてでございますけれども。

○議長（七良浴　光）　　ちゃうで。専決処分。

○１１番（美濃良和）　　間違ってますか。

○議長（七良浴　光）　　はい。

○１１番（美濃良和）　　６号ですよね。６号って言いませんでした。

○議長（七良浴　光）　　４号。すみません。

○１１番（美濃良和）　　申し訳ございません。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　議案第４号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第４号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第４　議案第５号　紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（七良浴　光）　　日程第４、議案第５号、紀美野町長期総合計画と紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　三つあったんですかね、計画、それをまとめていくということでございますけれども、その中での問題点等については起こってこないのかどうか、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　おはようございます。私からは美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

三つあるということでおっしゃっておりましたが、これは長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一本化する、一体化する条例でございますので、計画は二つということであります。

それから、問題は起こってこないかということなんですけども、二つ今現在あるものを一つにまとめていくっていう作業というか、そういう計画にしていきますので、それが一つになるということなので、特に問題は生じないというふうに認識しております。

以上でございます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第６号　紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（七良浴　光）　　日程第５、議案第６号、紀美野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第７号　紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第６、議案第７号、紀美野町移住定住推進空き家活用住宅条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　使用料の月額の根拠を教えてください。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　おはようございます。埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

この家賃設定の使用料の根拠ということなんですけれども、昨年度１棟設置いたしました。その家賃というのが２万７，０００円でありまして、面積が今回の物件についたら、そちらのほうに書かせていただいておりますとおり、１１７．９２平方メートルということになっております。ほかの、町にあります、私ども所管しております短期滞在施設の家賃等々もあるんですけども、その家賃とも勘案しまして、面積的に言えば、去年の金額と同じというわけにもいきませんので、３万円ということで設定させていただきました。

以上でございます。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたら、この貸家っていうんですか、それも前と同じように１０年の契約で、そして、借地借家ということでいいんでしょうか。こちらのほうとしてはですよ。土地と家を借りて、そして修繕して、そして１０年貸し出すということで、３万円。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　埴谷議員の再質疑にお答えいたします。

入居者と町につきましては定期建物賃貸借契約、定期借家契約となっております。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　３回ですんでね、あれですけれども、定期借家っていうことは、そしたら、敷金というか、権利金、最初のね、そういうのはやっぱり取らないんでしょう。取らないということで、前もそうでしたよね。定期借家ということでしたら、ある程度の金額を頂いてということになるわけですけれども、そういうことをしない定期借家権ということでいいんでしょうか。１０年たったら自動的に出ていくということでいいんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　埴谷議員の御質疑にお答えいたします。

定期借家契約でありますので、１０年という契約期間が過ぎれば退去いただくということになっております。保証金という形で、前も同じような形になっておると思うんですけども、家賃の２か月分の保証金を納めていただくという形になってございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　今、埴谷議員が質疑をされておりましたけれども、私も、新たな１軒が貸されるということで、今までの条件と同じ条件のものであるのかどうか、そこについてお聞きしておきます。例えば借りて、そして、リニューアルですか、改修してお貸しすると。月々お金をもらいながらということでございますけれども、その方との、もう一つは、借主ですか、持ち主ですか、持った方との話合いはどういうふうになっているのかも併せてお聞きをしておきたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　美濃議員の御質疑にお答えいたします。

従来設置しております１棟の空き家活用住宅と条件については同じになります。

それと、持ち主との契約につきましては、従来どおり、何ていうんかな、無償でお貸

しいただいて、それを空き家改修しまして、移住者の方の住宅に活用するというような形になっております。

ごめんなさい、もう１点何でしたっけ。

○１１番（美濃良和）　　貸してくれてる方との話合いどうなってるかということ。

○まちづくり課長（米田和弘）　　失礼しました。貸主につきましては、十分協議をいたしまして、事業趣旨内容を理解していただいた上で、信頼関係に基づいて借り上げというような形になっておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　ちょっと普通にどんなふうな状況であるんか分からないので、一般的に、何ていうんですか、受ける感じとして、例えば改修して１０年間、町外から来た方に貸していただくというふうなことで、人口を増やしていきたいということでございます。ということであるかというふうに思うんですが、普通に考えるならば、もういっそその家を町がそれなりの値段で買い取ってというふうなほうに考えるということが一般的かというふうに思うんですけれども、それをあえてそういうふうな形にしている、前回もそうですけれども、その辺のところのいきさつ等はどうなんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この空き家活用住宅の内容につきましては、財源等もいろいろ考える中で、町の持ち出しをできるだけおさめたいという部分もあります。そういった形で、この事業につきましては、持ち主の方から無償で借り上げた上で移住者の方に貸し出していく、それによって移住促進につなげていくというような形で進めようと考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　その１０年たった後の、返すわけでしょう。その辺のところ、町が普通ならば買い取って、改修して、移住される方にお貸しするというようなことが普通ではないかというふうに思うんですけれども、それがあえてこういうふうに１０年だけっていうことで、また持ち主さんにお返しするということ、その辺の考え方で

すね、お聞かせ、ということであったんです。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　失礼いたしました。美濃議員の御質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、実際は令和７年度から入居されたということになっておりまして、まだ２棟目ができたところになっております。１０年後についてどうするんか、その辺り、今のこの形では、１０年たってお返しするというような形では進めておりますけれども、活用住宅がどんどんどんどん増えてくる中で、将来的には、場合によったら移住者の確保をするためにも、町が直営で運営するほうがいいのかも分かりません。そこはまた今後検討していきたいとは思います。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第８号　紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第７、議案第８号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　今まで２６キロまでの種ということで、２６キロメートル以上である職員はもう、どんだけあっても１万５，２００円ということであったのが、２８キロ、３０キロということで増やしていくということでございますけれども、そういうふうなところで該当する職員はうちの町にはあるわけですか。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

現在、２６キロを超える職員は合計で１１名いらっしゃいます。

以上でございます。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第９号　紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第８、議案第９号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１０号　紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第９、議案第１０号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　健康保険税条例の改正ということでございますけれども、結局これで要するに増税というふうな形になってくるかというふうに思うんですが、そこのところで具体的にはどうなってくるのか。ちなみに、モデルケースでは幾らになるのか、お聞きしておきたいと思います。どんだけ上がるのか。お願いいたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　調月税務課長。

（税務課長　調月克久　登壇）

○税務課長（調月克久）　　それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

まず、令和８年度の保険料については、資産割を廃止し、所得割の医療給付分を８．０％から８．２％、後期高齢者支援金分を２．６％から３．０％、介護納付金分を２．３％から２．５％に引き上げ、均等割の医療分を２万７,５００円から２万９,０００円に、

後期分を８,７００円から９,２００円に、介護分を９,１００円から９,６００円に引き上げることになります。

資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の３方式にすることに伴い、所得割、均等割の税率を上げていき、県が示す標準的な保険料率に近づけていく必要があります。それで、均等割につきましては約１２３万円、所得割については４３２万円、合計で５５５万円の増税を試算しております。ただし、資産割で２５５万円の減額となりますので、影響は約３００万円と考えております。

また、モデル世帯といたしまして、４０歳以上６５歳未満のこども２名を含む４人家族で所得が２００万円の世帯では、１万９,８００円上がる予定となっております。

以上です。

（税務課長　調月克久　降壇）

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　そうすると、モデルケースで１万９,８００円の引上げということになるという答弁だったんですよね。要するに、資産割をなくしてしまうという前提で今進んでいるということだというふうに思うんですが、問題は、県下統一の健康保険の話が進んでるということから始まってるかというふうに思うんですけれども、県下、１２年でしたか、統一というのは。１２年に統一していくということでございますけれども、これはその前提になっているところがまずおかしいというふうに思うんですよね。そこのところについて、うちの町としてはこれでいいのか。

要するに、以前の協議会でも申し上げたんですけれども、病院がたくさんあって、いつでも病院、医院にかかれるところと、それから、うちも場所によっては厚生病院の近く、あるいは、診療所もちょっと条件変わってきてるみたいですけれども、いろんな点でかかれない方というのもあったりするんですけれども、そういうふうな方が、県下統一で同じ保険料を払わなければならないのかどうか。それが、もっと紀南のほうに行って、病院、医院が少ないところに行くと大変だというのはもちろんあるかというふうに思います。そんなことで、まず、そこのところについて、まず、この統一ということについて声を上げなきゃならんのじゃないかというふうに思うんですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、この１万９,８００円というのはやっぱり大変厳しいものがあるかというふうに思います。だんだんと物価が上がってくる、そういうことで、町のほうも、先ほ

ど説明があったように、物価対策の、そういうものをしていくと。そういうふうなことの中で、うちの町には基金が１億余しあるかというふうに思うんですけれども、その辺の対策として、取りあえずは引上げをしないという方向で進めることが妥当というふうに思いますが、いかがですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この条例改正で基金の運用が変わるかとか、そういうところはないんですけれども、基金に関しましては、現在ある基金を活用し、激変緩和といいまして、どうしても本来もっと保険料が高くなければ紀美野町の医療を賄うことができない状態にはなっているんですけれども、そこで基金を予算に活用して、繰入れを行って、保険料の減額に使用しているところでございます。今後もこの運用は続けさせていただきたいのと、万が一のときの弾力的な運用の部分、災害があって保険料を減免しないといけないけれども、医療は止めることができないとか、そういうことでも基金を活用する部分がございますので、御理解いただきたいと思います。

それと、県下統一に向けての保険料の算定なんですけれども、ずっとそれを目指して、現在ここまで来て、やっと資産割の廃止というところまで来てますので、引き続きその方向で国民健康保険の運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　１２年を目標にしてるんですよね、令和の。あと４年ですか。そういうふうなことを考えたら、まず、要するに、基金が残ったままになってきた場合、ゼロになって、統合するにしてもですよ。統一するにしても、基金を余ったまま持っていくということに考えておられるのか。そうでなければ、１２年までの間に、町民のために使っていくというのが原則だというふうに思うんですね。

それからもう一つ、今、モデルケースについて答弁いただいたんですけれども、１万９，８００円の引上げと。こうなってくると、実際に払うお金は幾らになるのか。その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

基金のほうなんですけれども、現在のところ、１２年度までにたちまち使い切るとい

うようなことは考えてございません。他市町村でも、現在のところ、基金保有しているところがほとんどでございます。そういう市町村と比較して、紀美野町がもし全額早々に使い切ってしまうと、後の保険料に対する軽減とか、そういうことの対策ができないということも考えられますので、取りあえず今使えるのを段階的に基金として活用してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　調月税務課長。

○税務課長（調月克久）　　それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

先ほどのモデルケースでいきますと、令和７年度で３６万７００円お支払いいただいてた方が３８万５００円になる試算となっております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　所得聞いたんですけれども、収入は幾らになりますか。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　調月税務課長。

（税務課長　調月克久　登壇）

○税務課長（調月克久）　　それでは、埴谷議員の御質疑にお答えします。

モデルケースの収入ということでよろしいでしょうか。このモデルケースは収入が２９７万2,０００円、所得２００万円で試算をしております。

以上です。

（税務課長　調月克久　降壇）

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　町長さんにお伺いするわけですけれども、今、課長さんから答弁あったように、所得が２００万円、４人家族で２００万円、これで３８万５００円を支払うと。非常に負担が私重いと思うんです、これは。負担はこれだけではないですから、しかし、この負担をこの家庭に負わせていくというのは、やはり非常に大変問題があるんではないかと私は思います。

だから、美濃議員も基金の活用を言ったわけですけれども、やはりそういうことを考

えていかないと、これは負担の限度に達している。非常に国保税が高いというのは一般的に通説になってますからね。なお引き上げるとなったら、この物価高で非常に苦しい。町は、国ですけれども、いろんな物価対策してますけれども、一方でこういう負担が増えてくるというのは非常に大変なことだと思うんですけれども、その辺のお考えを聞かせてもらえますか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今、税務課長からモデルケースにおける説明をさせていただきました。議員言われる、国保税が高いじゃないかっていうことを言われてますけども、紀美野町の国保税というのは決して県下でも高い、上位のほうではありません。決して下のほうでもありませんが、高いというところでもございません。ただ、国保財政を運営していく中で、どうしても少し上げさせていかざるを得んというような状況でもあります。

先ほど基金の活用ということもいただきました。しっかりと基金も活用させていただいております。基金がなくなってしまえば、基金からの繰入れがなくなっちゃうから、それはどうしていくのってなれば、税でお願いせざるを得んというような状況に当然なっていくわけなので、今ある基金をしっかりと活用しながら、今後、令和１２年に県一になったときに一気に税金が上がるようなことがないような、そんな形を目指しておるところでありますので、活用をしながら、できるだけ上がる幅は少なく済むような形で試算をやって、今しているところでありますので、決してこれでいいというふうには思ってないところであります。できるだけ上がる幅を少なくして、町民の皆さんにも御理解いただいてっていうふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたら、基金の活用の計画みたいなものはあるわけでしょうか。それを教えていただけませんか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　基金の活用ということで、じゃあ何年度にどんだけ、そういう年次計画というのは当然ありません。その年度その年度で、県からの納付金も含めて、次年度の国保財政がどういう形になるかということの中で、できるだけ値上げを少なく済むような形で基金を多く入れるということをしておりますので、国保の財政調整基金

というのはそういう性質のものでありますので、計画的な使い方というのはありません。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　それでは、私のほうからこの議案第１０号について反対討論を行ってまいりたいと思います。

今の質疑におきましても、引上げという状況になっているわけでございまして、モデルケース、先ほどの御説明では４０歳から６５歳ですか、御夫婦とこども２人で、家庭でですね、１万9，８００円の引上げと。３８万５００円というふうなことになるようでございます。これについてはやはり大きな負担になってくるんですね。

今、町としても、もちろん国としても、物価が上がってくる中で、それを対策として商品券とか、そういうふうなことをやられております。そういう対策がされているにもかかわらず、こちらでまた上がっていくということについて、やはり生活が苦しくなっていく。

しかも物価はこれから上がっていく。アメリカとイスラエルが戦争を仕掛けた、攻撃を仕掛けたために、恐らくホルムズ海峡で今も問題になっている原油の輸送が滞ってくる。それがもとで物価が上がってくるということが十分に想定できます。また、円安ということについても進んでいる状況の中で、二重に厳しいことになってくるわけではございますけれども、そうなってまいりますと、やはり町としても、そういう、何ていうんですか、対策を商品券等で考えていただいてるようでございますけれども、こういうところでも見ていかなきゃならんのじゃないかというふうに思うんです。

まず、ここのところで、先ほども意見いたしましたけども、基金が１億４，０００万ぐらいあったんではないですかね。本年度も取崩しを考えているようでございますけれども、これを取り崩して、どっちみち止めるんでしたら、ここの統一を止めなきゃならんというふうに思うんですけれども、統一がされるならば、これを、残った基金を持っ

ていかなきゃならない。そういうふうなことになるならば、令和の１２年ですか、までに使っていくということが大事なことであるかというふうに思うんです。そういうふうなことにしていくのか、あるいは統一をやめさせるのか、その運動をしていくのか、そこの２点があるかというふうに思うんですけれども、何にしても、ここのところの対策が十分でないというふうに思います。

いずれにしても、基金がまだ現在１億を超えてある段階において、このように国保税の引上げになるこの案には賛成できない、そういうことから反対いたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　これで討論を終わります。

これから議案第１０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（七良浴　光）　起立多数です。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第１１号　紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　日程第１０、議案第１１号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　このたび突然こういうふうな診療所の条例の改正ということでございます。この条例が変わることによって、今までおられた所長さん、それから

看護師さん、それに事務職員、その他の職員を置くことができると、そういうことであったのが、その業務に執行するに必要な職員ということになるようであります。具体的にこれはどういうことになってくるのか。もちろん町が好んでこのようなことをしてるとは思われませんけれども、そういうふうなことについて、やっぱり住民の方々も恐らくびっくりするかというふうに思うんですけれども、具体的にはどうなってくるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

紀美野町国民健康保険診療所条例の職員の改正により現場の状況がどのようになっていくのかという御質疑かと思います。

本年度、紀美野町で雇用しております医師が退職されます。医師の退職は本人の希望によるものなので、我々としては致し方ない部分がございます。

それと、同じ今年度に県のほうの医師の派遣方針が見直されました。従来であれば診療所へ直接医師の派遣というのが行われてきたんですけれども、県内の地域医療枠の医師ですとか派遣の医師というのが、だんだん診療科目も医師によって様々になってきてますし、これはいいことなんですけれども、女性医師も現在のところ増えてきております。派遣するに当たり、産休とか育休とか、当然、たまたまそのタイミングでなられるお医者様の方もおられて、実質的な医師というのが、やっぱり派遣される医師数が全体的に少なくなってきてる状況です。

その医師を有効に活用するために、今まで直接診療所へ派遣していた医師をへき地の拠点病院のほうへ派遣して、へき地拠点病院から町の診療所のほうへ派遣するというふうに制度が見直されております。来年度以降は紀美野町も、県から町へ直接派遣されるのではなくて、へき地拠点病院である野上厚生病院から医師の派遣を行っていただくことになっております。

ですので、診療体制としては従来とは変わらない状態で継続させていただくことになるんですけれども、根本的に常勤雇用という部分がどうしてもなくなりますので、所長を務められる常駐職員がいなくなるので、今後もちょっと体制については変動していくところもありますので、この際、職員の条例を、業務を執行するに必要な職員を置くと

いうことで、診療所を継続して運営していくための改正を実施しているものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　要するに、今まで常駐医師が国吉、毛原の各診療所を見るということで来てくれておったのが、そういう人がなくなると。厚生病院は過疎基幹病院ですか、というふうな位置づけであるというふうな意味合いで、そこに派遣されて、そして結局、今、真国診療所が取ってるような形になって、厚生病院から医師と看護師と、それから薬剤師が定期的に来ると。そういうようなことに変わっていくわけですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回は医師が退職するので、医師がへき地拠点病院である野上厚生病院からの派遣に変わります。そのほかは、今雇用されている、していただいている職員で引き続き対応させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　医師が、確認したいんですけども、替わってくると。こっちに来る。待遇変われへんということで言うならば、日数は変わらんか知りませんけども、医師が替わってこられるというふうなことになるわけですか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　お答えいたします。

先ほど課長がお答えしたように、現在の所長さんが大変地域医療に熱心な方であって、ずっとおってくれたらもちろんありがたい、そういう思いはありましたけども、本人とすれば、もっと大きなところで、もっと大きな仕事っていうんですかね、県下全体の地域医療を一生懸命やっていきたいという、そういった強い意向があって退職の申出を、これは本人の意思でありますので、それは了解をさせていただいた。しかしながら、我々とすれば、その後どうしていくのかって一番大事なところでありますので、それについては、へき地中核病院である厚生病院の院長等々と一生懸命話して、厚生病院から医師を派遣していただくということで最終的な話がついております。

その場合、だから、厚生病院である程度経験を積んだ、そういった方を派遣してもらうということで、今までの診療所での体制はこれまでと同様な形の診療体制を構築できると考えておりますので、１人の医師ではございます。それは、聞いてるところにおいては、２人で交代で行ってくれるということなので、これまでと同じような形で、地域の方々に安心して診療を受けてもらえるような形の体制を整えていくということであります。医師だけです。あとの看護師の体制、いろんな体制は全く変わらないということで進めております。

以上です。

○１１番（美濃良和）　　すみません、ちょっと。医師は２名が対応して、ローテーションでやるというふうな今御説明でしたか。そこのところちょっとはっきりさせてください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今聞いてるところによると、１名ではなかなか、いろんな、その人の仕事の云々とかありますので、２名体制を考えていただいているということであります。厚生病院から医師を派遣していただくために、県を通じて地域枠の医師を厚生病院へまず派遣してもらわんとあかん。だから、その派遣をしてくれなければ、厚生病院としても診療所へ派遣は難しいというようなことも一時ありましたが、県へ要望して、こちらのある程度の要望どおりの医師を地域枠として厚生病院へ派遣していただくことになってきます。そういうことで、厚生病院から診療所への派遣も可能になってきているということであります。今のところは２名ぐらいで、ローテーションというんかな、ローテーションじゃないけども、２名を考えているということであります。

以上です。

○１１番（美濃良和）　　その要するに２名はもう、要するに２名であって、特定の方が来ていただくということではないんですか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時０１分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０４分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　賛成討論です。

○議長（七良浴　光）　　討論やさけ何でもどうぞ。

○１１番（美濃良和）　　この問題については非常に、何ていうんですか、難しいところがあるかというふうに思うんですね。地元の方にとってするならば、自分たちの、先ほど町長さんも言われましたけれども、ホームドクターがなくなってしまうと。そういうふうなことになる思いがあるかというふうに思うんです。

それに対して、今までも後継の医師をということで探しながら、今まで何人かの医師が引き継いでこの両診療所を当たってくれたかというふうに思うんですけれども、ここに来て、どうも次の医師ということが無理のようなので、その次善の策として、こういうふうな形になってきているかというふうに思います。

何にしても、地元の方にとっては大変残念な思いがあるかというふうに思いますけれども、今申しましたように、次善の策として町が取っていただいたこの施策に賛成いたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第１２号　紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第１１、議案第１２号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１３号　紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（七良浴　光）　　日程第１２、議案第１３号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１４号　町有財産の無償貸し付けについて

○議長（七良浴　光）　　日程第１３、議案第１４号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

これから質疑を行います。

２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　それでは、質疑させていただきます。

一つ目、昨日の一般質問において、固定資産台帳は令和８年度中に完成予定と答弁がありました。台帳が未完成であるにもかかわらず、旧美里中学校の財産価値、経済的影響に関する資料が今回提出されています。この資料の算出根拠と算出方法を具体的に教えてください。

二つ目、固定資産台帳が未完成の中で、なぜ旧美里中学校だけを優先して算出したのですか。その判断は誰がいつどのような理由で行ったのでしょうか。

三つ目、本施設を無償貸付けとした場合、適正賃料に換算すると年間は幾らになりますか。また、貸付期間は何年を想定していますか。総額の機会損失は幾らになりますか。

四つ目、教育基本法第１４条は地方公共団体に教育振興計画の策定を求めています。紀美野町として教育政策が文書化されていない中で、この議案の政策的根拠はどこにありますか。

五つ目、町民によるフリースクールの提案は教育政策に盛り込まないとしながら、民間事業者である学校法人には施設を無償提供する判断をした理由を教えてください。この判断基準はどこにありますか。

六つ目、学校法人は法人税も固定資産税も納める義務がありません。賃料もゼロです。紀美野町民が具体的にどのような利益を受けるのか、数値や条件を含めてお示しください。

七つ目、事業者が撤退した場合、施設返還、原状回復の条件は契約に明記されているとのことですが、もし万が一事業者が倒産した場合、その倒産した後の原状回復は誰が行うのか。また、撤退後の施設管理責任者は町に戻るのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時１２分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２６分）

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　私のほうから中原議員の質疑にお答えさせていただきます。ちょっとたくさんあるので、答弁漏れしてしまいましたらごめんなさい。

まず一つ目ですが、台帳未完成にもかかわらずなぜ今回出されたのですかということなんですけども、台帳、８年度中に公表するというふうには一般質問でも申しております。これはほぼほぼ完成しているものでございまして、美里中学校のところには完成していたということで出させてはいただいたところなんですが、修正でもあるとおり、やはり不備のところも見つかったので、今回そういう形で修正させていただいて、出しているという状況でございます。

それから、二つ目ですが、台帳はいつつくったのですかというか、担当が固定資産台帳の整備に努めているところでございます。なので、特段この美里中学校だけを優先して算出したものではございません。

それから、三つ目の適正賃料は年間どれくらいかということなんですけれども、そこの適正賃料というのも算出はできておりません。できないなというところも、どういう

ふうに算出していいのかということもちょっと分からないので、そこはできておりません。

それから、機会損失ということなんですけれども、これも適正賃料が完成してないと分からないんですが、ただ、今、十三神社さんから借りてる土地、１３０万ございます。これはずっと借りていく流れにはなりますので、それが１０年続くと１，３００万は町が支払っていく形になるかなというふうに思いますので、それを損失と捉えるかどうかなんですけども、そういう金額がかかるかなというふうに考えております。

それから、六つ目の町民が具体的にどのような利益を受けるのかということで、ここに美里中学校にまた新たに学校が来てくれるという形になりますと、やっぱり地域の活性化にはなるというふうに思います。町民全体というのはなかなかあれなんですけども、ただ、町民の方でも、そこに通う方も出てくるかなというふうに思いますので、一つ学習できる場が、学べる場が増えるというのは、町民にとっても大きな利益であるかなというふうに考えております。

それから、七つ目ですが、倒産した場合どうなりますかという話なんですけども、もちろんこの建屋自体は町に戻ってくるというふうに考えております。もちろん倒産となると、管財人ですかね、そういう方が立てられて、そういう形で粛々と進められていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　それでは、私のほうからは中原議員四つ目の御質疑にお答えいたします。

まず、地方公共団体に、教育振興基本計画になりますが、策定が求められておりますが、これ必須というわけではございませんが、紀美野町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に規定する教育大綱というものを策定しております。教育振興基本計画につきましては、教育大綱と兼ねることができるとなっております。ですので、それを兼ねて、教育大綱をもって教育振興を行っていくということでございます。

その中で、この議案の政策根拠は、教育政策が文書化されてないので、文書化はして

おりますが、この議案の政策的根拠はどこにあるかという話ですが、美里中学校につきましては、廃校、閉校した時点で学校としての役目を終え、普通財産になります。ですので、この活用につきましては、学びの場ということで募集はしておりますが、これは教育委員会が担当する公教育というわけではなくて、町の教育施策とはまた別のものになるということです。

以上です。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（七良浴　光）　五つ目のフリースクール。次長、フリースクールの話。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時３３分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３４分）

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　すみません。答弁漏れ一つございました。五つ目にある民間事業者である学校法人に施設を無償提供する、判断した理由ということでございますが、一応これは廃校になった時点で普通財産というふうになります。普通財産ということで、利活用を推進していくということで、無償貸付けというのはあるんですけども、普通財産になったことについて、今後それを利活用していくために貸付けを行うということで考えたものでございます。

以上です。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時３５分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３６分）

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　すみません。漏れております。一つの経済的影響というのは、固定資産台帳からという形で、こういった試算というのはありますということでお示しさせていただいたものでございます。こういう建物がありますということで参考に提案させていただいて、これが経済的影響というのは測れはないんですが、先ほどもちょっと触れたんですけども、建屋を使わなくてずっと置いといても、それは全然価値がないというふうに考えております。なので、やっぱり活用してもらってこそだと思いますので、それが経済的影響になるのかなということで考えております。

二つ目の固定資産台帳は、優先して算出したのかということで、優先はしていないんですが、その判断は誰がいつということなので、優先はしていないので、その判断が、誰がいつしたというのはちょっと答えられないということになります。

以上です。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　今の答弁で、この説明資料の２番の中にいろいろ教育的なことが書いてあるにもかかわらず、私が質疑した教育政策と合致しないのではないかという疑問があるのですけども、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいですね。なぜ紀美野町の教育施策と今回の旧美里中学校の活用方法の中のこの教育的な部分が盛り込まれている、その整合性をちょっと教えていただきたいです。

あと、七つ目に質疑させてもらった原状回復のことについてですけども、当然、無償で借りてる間、いろいろ触るところもあると思います。原状回復、もし倒産した場合、その原状回復は誰がするのかというのを聞いてるんで、そこをもう一度お聞きしたいです。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　すみません。私のほうから原状回復についてのお答えになります。

原状回復についても契約書の中で記載しております。原状回復、基本的には借りてい

ただいてるりらさんにはなりますけども、りらさんが回復するという形にはなります。なるんですが、倒産した場合、じゃあどうするのというお話だと思うんですけども、そこはやはりそこに倒産した場合に余力がまだあるんであれば、財産として、余力があるんであれば、そこで回復してもらうように努めていただくのが必要やと思います。それができない場合は、もうどうしようもないのかなという形に思います。それは世の中の常だと思っております。それで、ただ、財産としてはちゃんと、建屋としては戻ってくるのかなというのは一つありますが、恐らく壊れたままの部分もあるかも分かりませんので、そういう状況になると思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　中原議員御質疑の教育施策云々という話ですが、美里中学校につきましては、先ほども申しましたとおり、閉校になった時点で教育施設ではなく、普通財産になります。まず１点、この施設を有効に活用するという点で、もともと学校でございますので、学びの場としたほうが使われやすいんじゃないかと。これは学びの場というのは、教育と申し上げるよりも、学びの場です。これは紀美野町教育委員会としては、あそこの学校、私たちが管理している学校ではなく、公教育ではない、そういう学びの場という形で募集をしました。それは施設の有効活用という点です。

さらにもう１点は、そのことによって地域が元気になっていただきたい。地域にともっていた灯が消えることなく、地域が今までより元気になっていただきたいという観点から、こういった募集をして、募ったわけです。ですので、そこには教育委員会が所管する教育施策というものはまず入っていません。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　それでは、この資料に載っているこの２番の中で、２番の無償貸借とした理由についての中で、学校が地域に根差した教育活動を展開することで、住民との交流や地域行事への参加、地元企業との連携など、地域とのつながりが新たに生まれ広がっていくことが期待されるという、その根拠を知りたいですね、ここ。あと、地域全体に人が集まる場所が復活し、町の誇りや一体感を育む効果もあるという根拠を教えてほしいです。

また、学校が持つ独自の教育プログラムや特色あるカリキュラムは、これまでに町に

はなかった新しい学びの機会をもたらします。この根拠を教えてほしいです。私が常にフリースクールの提案をしたり、いろんなことを言うてるんですけども、町が動かなかったのに、民間事業者がこれをすると言ったら、民間事業者の言うことを全部うのみにしているかのように聞こえるので、これらの根拠を示してください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　中原議員から三回目の質疑ということで、その根拠ということでございます。

りらという学校が今回初めてということではなくて、平成１９年に開校して、１９年、２０年目の実績というのは大変な大きなものがありますね。それはね。これはりらということの話ではありますが、そもそも廃校となって、あの地域が非常に、何ていうんですかね、寂しくなってるというのは地域住民の声でもある中で、できるだけ廃校となった施設を早く再活用、利活用したいという思いはございます。

じゃあ何でもいいかということではなくて、学びの場所となるようなという、そういう学びの場所というのは広い意味になりますが、学びということですから、やはり学校という、それとの近しいところはある。そんな中で、学びの場として広く提案を求めた中で、こういう話になってきたということで、審査委員会でも、審査の結果、りらというのはそれにふさわしいんではないかというのは皆さんの委員のお答えであって、今こういう形で議案を上程させていただいております。

議員言われているフリースクール、これを全く否定するものでも何でもない。ですから、それはそれで、例えばフリースクールという提案が今回あったとすれば、それはそれで審査になっていくんであろうと思いますが、一番求めてるのは、学びの場として地域の方々によかったなって思ってもらえる、そして町としても、町としての大きなメリットもそこから生まれるという、そういったことがこの今回の無償貸付けの大きな大きな観点であります。

無償貸付けということも、それはやはりしっかり町としても学びとなるところを応援していきたい、そういう思いでそういう無償貸付けということに今してきておりますので、人が集まる場所ということも、これは人というのは、学校であれば生徒さんたちが集まってくるということもありますし、それに加えて、保護者の方とかいろんな方々が関わってくれている、そういったことになるということ。皆さんも御承知のとおり、真国の地にりらが開校してから、あの地域は本当ににぎやかになって、生徒さんだけじゃ

なくて、もちろんそこに在学している生徒も、そしてまたＯＢとなった生徒さんたちもそこへ帰ってきてくれる。さらに、保護者の方々を交えて大勢の方々が関わってきてくれて、その地域も大変にぎやかになってきてるということは、これはもう皆さんも御承知のとおりでありますので、そうした意味においては、町にとっても大きな大きなメリット、プラスになっていくものだと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　私もちょっと数が多いので、よろしくお願いします。

本当は委員会でやればいいんですけれども、それがありませんので。中等部の開設ですよね。そしたら、財務諸表を１年間もらっただけ、これでは、中等部を開設するりらさんが、どのような計画でもって、どのような財産があって、資力があってこれを開設するのかというのがよく分かりません。少なくとも３年ですよね。これは、文科省は学校法人については財産について公開しなさいと、決算書について公開しなさいというのが文科省の方針ですから、それが公開されない、私たちにも見せてもらえないというのは、非常に問題があると思います。私行って見てこうかとも思ったんですけれども、ここで公開すると、皆さんに見てもらうと、そういうことでもって、議案に関係資料として出さないと話にならないんですよね。私は適正であるかどうかというのはよく分かりません。これではね。そういうことで、３期分を必ず、募集要項が１期ですからね、何で１期にしたんよっていって腹立たしいぐらいですけれども、もう最初からこれなってないですよね。そこをまず１点。

それから、２点目ですけれども、全協でも申しましたけれども、契約不適合責任ですよね。民法７０９条に契約不適合責任とありますけれども、それで、昔で言う瑕疵担保ですよね。契約して、もし瑕疵があったら、それはこちらの責任になりますよという話ですよね。学校にもし瑕疵があったら、ないとは思いますよ、ないとは思いますけれども、何か壁が崩れてきてとかなんとか、そういう基本的なところで瑕疵があった。見えないところですからね。それだったら、町が全部直さんなんのですよ。町に責任があるということになったら、これは何千万、何億かかるかも分かりません。ああいう大きな建物ですからね。そういう責任の免除規定がない。この間見せてもらったところではね。

それははっきり決めておかないと、これは大変な問題だと思います。

それから、同じですけれども、民法７１７条に工作物責任というのがやっぱりあります。これは例えば、例えばですよ、学校の建物の壁が落ちてきたと。そこで下で生徒さんが何かやってらっしゃって、大けがをした。そういう場合に誰が責任を持つか。第一義的にはりらですよ。りらですけれども、りらとともに、町も責任があるわけです。それが工作物責任です。それを定めたのがね。もちろん求償権もあるわけですけれども、町にも責任がある。となったら、これは億っていう話になります。けがによってはね。そういうことも明記されてない。これも大きな問題だと思います。保険掛けてるって、どういう保険掛けてるか分かりませんけれども、保険の内容教えてもらってないですからね。そういうことをちゃんとしてるのかということが大きな問題だと思います。保険の内容も教えてください。そやからね。

また、十三神社の問題ですよね。十三神社と契約をしている。賃貸借の契約をしていると。これは言っていいかどうか分かりませんけれども、どうしようかな。ありますかだけ聞こう。十三神社の人が総代会で決議された、決議されたというか、そういう話があったと言われてますけれども、それの決議書、また議事録、そういったものが提出されたんでしょうか。それだけお伺いします。

それから、大規模災害のことについても全協でお伺いしましたけれども、例えば台風で大きな被害が出ましたといったときに、どこがやるんですかというのは、聞きましたら、そういう細かい話はまだこれから詰めますということでした。しかし、それでは、この契約を持ってくる段階、議会に出す段階の問題です。議会に出すときにはそういうことがちゃんと決められて、契約ではこのようになってますよとなかったら、修繕その他はりらが持つとなってますけれども、大規模修繕どないなるのかというのは決まってないですからね。そういう問題も、例えば地震でちょっと壊れたということもあるわけです。

そしたらどないなるかっていったら、勉強できませんというようなことになったときに、生徒さんいるわけでしょう。中等部の生徒さんがそこで勉強していると。勉強できる場所がない。ほなどないしてくれるんよって。町で世話してくださいよということになるんです。町の責任はどうなりますか。生徒さんは勉強してないのにほっときますか。そんなことにはならんでしょう。やっぱり町で責任持たんなんのです。もちろんりらに責任があるんですよ。しかし、そういうことも含めて考えておかないとこの問題は始ま

らんのです。

それから、１０年で契約すると。１０年で契約して、それでやめるんですか。更新はどないするんですか。３年、３年、３年、３年で中等部、あと３年で高等部ですよね。６年ですよね。６年入った人は、中等部最初入った人は６年間ここの学校に通うわけです。そしたら、６年、６年やから１２年、こんな計算あかんか。３年、３年、３年でしても、最後の人はどないすんの、あと２年。１０年という中途半端な期間で決めたら、中途半端になるでしょう、それは。それもおかしな話だと思います。１０年、長せえというんじゃないですよ、私ね。何で１０年で決めたのかというのをお伺いしたいと思います。

それから、一番の問題、これはもうこの議案撤回してもらわなあかんと思います。取り下げてもらわなんだらあかんと思います。というのは、４６ページのこの議案書、貸付物件、用地が、土地、書いてます。最後に提案理由、旧美里中学校の用地及び建物について、町有財産の無償貸付けを行うものであると。この土地は町有財産ですか。こんな基本的なことも分かってない。何でこんな議案になるの。何でこんな議案が出てくる。ごく常識的な問題が分かってない、こんなん通すわけにいきませんよ。笑われますし、県へ持っていって、県は、中等部ですから、中等部の開設ですからね。りらは、この決議書の控えをもって、そして県の中等部の開設で手続するんですよ。こんなばかげたもので開設が認められると思いますか。

以上です。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時５７分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　すみません。長い間、時間を取らせてしまいまして

申し訳ございません。そしたら、すみません、埴谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、財務諸表の関係ですけども、１年分ということで、実際１年分しかもらっておりません。これについては、１年分をもらって、３年分をもらわないのかということなんですけども、実際１年分しかもらっておりません。その中で財政の分析をして、安定的な経営がなされていると判断したものでございます。

それから、２点目でございます。契約不適合責任です。これについては、仮契約書のほうにも明記しておりまして、町は本件土地建物につき、瑕疵担保って言い方はちょっと古いんですが、その責めを負担しないというふうに明記しております。

保険についてですが、保険の内容というのも聞かれてたと思います。それについては、これも契約書に明記しております。借受人は本件建物その他設備一切について相当の保険契約を締結するとともに、学校事故に係る必要な保険契約をしなければならないと明記しておりますので、それ相応の保険加入を義務づけているものでございます。

それから、３点目、十三神社の借地の関係です。議事録というのは提出されましたかという御質疑だったと思います。それについては、議事録は作成していないという回答を得ていますが、朝、宮司さんに確認したところ、皆さんの同意はいただいておりますということで確認してございます。

それから、４点目でございます。これは災害時の修繕の話だったと思いますが、これも契約書に町は使用期間中の当該土地建物の維持管理並びに補修の責めを負わないと明記しておりまして、修繕費用の負担は考えておりません。

それから、５点目です。１０年で契約、何で１０年なんですかという質疑だったと思います。一応町有財産の規則において最長が１０年というふうになっておりますので、そこは１０年という形でしております。１０年で終わらず、長い間ずっと使っていっていただきたいという思いもあって、最長にしたものでございます。

それから、６点目のこの土地自体は町有財産ですかという質疑だと思います。これは全員協議会のほうでも説明させていただいておりますが、借地です。借地権も財産という考え方もありますので、今回ここに上程しているものでございます。一つ一つ見ればそうなんですが、全体として見れば、これを全体として貸し出すものでありますので、そういう認識の下、ここの議案に上程させていただいたということでございます。

以上でございます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　財務諸表を１期見て、それで財政分析したなんていうのは、とても、プロではないけれども、そういう立場のある人の発言とは思えません。できないんですから、そんなんでは。過去の実績を見て、その法人がどういう動向をしてきたか、それを見ないと系統が分からないでしょう。何でそんな、あんた、１年分見ただけで財政分析ができるんな。それほど、何ていうかな、優れているわけ。そういうことですか。

それから、瑕疵担保、契約不適合ですけれども、それは免責の特約というのをきっちり書いてなかったら、中の、私も契約覚えてないですけどね、はっきり見てないのであれですけれども、特約で決めてなかったら、構造物責任も一緒です。特約ではっきりこれは免責条項ですという免責条項というのを設けて免責しないと、私ははっきりしないと思います。後でもめるんやないかと思います。

それから、保険ですけれども、相当の負担というのは、どういう負担を、保険を掛けるか分からないというんじゃね、それはどもならんわけですから、きっちりこういう場合、こういう場合、そして、それに類する大きな災害でもみたいな文言を入れないと、相手任せで保険を掛けてもらうというようなことでは、それは詰まらないんじゃないかと思います。

それから、十三神社の決議の件については、これはもう何回も言いましたよね。宮司さんが何ぼそれはええって言うてもあかんのです。決議がなかったら。弁護士さんに聞いたんでしょう、それ。弁護士さん、それでいいって言いましたか。決議なしでもいいって。弁護士さんが誰々の名前を挙げて、顧問弁護士だったら顧問弁護士でもいいです、顧問弁護士さんが、この決議は要りませんと、議事録も要りませんと、そういう答えでしたというのをここで答弁してください。それだったら私納得します。そして、後ほど監査請求します。そういう答弁でしたらね。

大規模災害、契約書は、一般的な修繕義務とか、そういうのは私は文面から読み取りました。その一般的な修繕義務を私言ってるんじゃないです。例えば地震とか、大規模な災害が起きたときも、それを町は免責されるのか、そういうことを聞いてるわけで、その辺を、耐震やったと言いますからね。これはいけるんかも分かりませんけれども、ほかの工作物は分かりませんよね。ほやから、そういう面でもう一度お尋ねをします。

１０年間最大、１０年間短いと思いますけれども、それでもいいでしょう。

それから、この議案ですけれども、貸付物件、用地、それから、これは用地と建物が町有財産って書いてあるんですよ、はっきり。借地っていうのははっきりしてて、転貸ですよね。転貸借ですから、地上権ですよね。この用地が貸付物件ではないでしょうが。そんな言葉のごまかし駄目ですよ。議会へ上げるのに、ちゃんと裏づけをもって上げてください。正式な名称でもって上げてください。こんな曖昧な表現で認められますか。そういうのは駄目です。

ほんで、これは何遍も言いますけども、先ほども言いましたけれども、高等学校が中等部を設立してやるわけでしょう。そしたら、中等部をやるという裏づけがなかったらね、財政的な裏づけがなかったら、また、生徒さんの見通しがなかったら、今、生徒さん減ってるわけですから、人口減少で減ってるわけですから、挽回しようとして中等部を設立しようということを考えているんでしょうけれども、そういった見通しがちゃんと立つのかどうか。そこまで、あかんかったらあかんで、返してくださいということになるのは、それは構わんのですよ。しかし、一旦こう言って貸すとなったら、ちゃんと裏づけがあって、計画がちゃんとできてて、そういうことがなかったら駄目ですよと、私それを言ってるわけです。そのためにも、財政分析というのが必ず必要です。それが１期で何でできるのということを再度付け加えておきたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　埴谷議員の再質疑にお答えさせていただきます。

財務諸表の関係、１年分、１年分しかもらってないのは事実でございます。それを分析はしております。例えば教育活動収支差額であるとか、純資産の収支差額比率であるとか、自己資本比率、流動比率、そういったいろんな比率があって、それが標準的に示されている部分、それよりも、そこと見比べて、安定的なパーセントで推移しているかというような形では分析しております。それが完璧かって言われたら、ちょっと分かりませんが、そこまでは分かりませんが、それはできる範囲でさせていただいているというところでございます。

それから、瑕疵担保特約、それから保険の具体的なところ、そこについては、まだそこまで詰まっていないところが実情でございますので、それはこの仮契約とは別に覚書を交わさせていただいて、きっちり後々もめないようにという御心配だと思います。その辺りはそういう形で対応していきたいというふうに考えております。

それから、先ほどの十三神社の決議について、弁護士にはそれは相談しておりませんので、そういう回答になります。

それから、この議案書の借地のところですけども、書き方にはなるんですけども、用地及び建物というふうに書いていますが、あくまでこれは表現の仕方であります。それは議員の皆様にきっちりここは借地なんですよという説明させていただいて、進めているところでございますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

それから、中等部についての見通しということですが、これについては、今回いきなりここにこの議案が上がったわけではなくて、協定書を結んで、その中でいろいろ協議を重ねながら、中等部って本当にどこまで考えられているのかということを話し合って、それから県のほうにも確認して、そういうお話が来ているのかという話も確認して、中等部を進めていく方向であるというのは確認できておりますので、進められているんかなということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　肝腎な問題から先言いましょう。提案理由ですよね。これを読んで、これは借地ですから、そういう説明もしましたと。こんなんで通りますか。文言を見てくださいよ。そのものでしょうが。それを説明したからこれでいいんだなんていうのは、そんなばかな話ないですよ。そんなんで通りますか、本当に。それを通そうというのが、あなた、大きな間違いですよ。町長さん、どうですか。こんな議案で議会通したら、議会は何やってんのってなりますよ。間違ってるんやもんよ。幾ら説明したからって、それは通りませんよ。議案なんですから。

契約不適合でも工作物責任でも信用せえというわけですよね。今まできっちり決めてないけれども、これが通ったら、りらと話合いをして決めますと。そんなんで何で議会へ持ってくるんですかって。そういうのをきっちり詰めて、議会で承認されたらこのままいきますって分かりますよ。議会通ってからこういう細かい話詰めますなんていうのは本末転倒もいいところでしょうが。

まず前もってそういうことをきちっと決めて、そして、合意の下に議会へ議決を求めて、そして、その合意が有効でありますよと、議会の議決があったんで有効に働きますよと、そういったら分かりますよ。しかし、そういうのが分からないで、議会が承認して、後は執行部とりらの間で、法人の間で話合いを私たちは白紙委任するんですか。そ

ういう議案はおかしいでしょうが。そういう根本的な基本的なことが分かりませんか。あなた方は議会というのを何と考えてるんかということですよ。議会にかけるのに十分な根回しができてないという、あなたは吐露したんですよ。そんな議案、なってないでしょうが、それ。ていをなしてないでしょうが、議案の。そういうことが分からないかな。

それから、十三神社、何遍も言うよ。駄目ですよ、それ。私何回も言いましたけれども、例えば登記するときに、例を挙げて言いました。登記するときに社長さんの印鑑証明もつけて、印鑑証明要らない場合もありますけれども、印鑑押して、社印を押して、こういう決議がありましたって上げます。法務局それで認めますかって、認めませんよ。添付資料は必ず要るんです。それを裏づける資料、総会議事録、決議書、そういうのを必ずつけるんですよ。当たり前でしょうが、そんなん。常識的な話や。

そやから、十三神社と幾ら契約があったって、その裏づけ書類がなかったら、そういうのは公には通用しないんです。これはもう何遍も言いました。当然でしょうが。代替わってごらんなさい。今の人たち、総代会が、私名前知りませんよ、役員さんが替わって、代が替わって、次の代になった。その人らは決議書が残ってない。町に貸したという決議書が残ってない。そしたらどんな問題が起こるかっていったら、その人たちは役員さんが勝手にやったってことになるんですよ。勝手にりらと、法人と契約を結んで、町でもそうですけれども、契約を結んだということになるんですよ。それは裁判になったら負けますよ。議決がないんやから。そんな話を内在しているんですよ、この問題は。そやから、きっちりしとかなあかん。

まして公共機関が、公が入ってるわけですから、民民だったら、そんなんで裁判やったら、もう勝手にしなさいいう話になりますけれども、ここはそんなわけにいかんのです。きっちりと契約書は、また契約書の裏づけはきっちり取っとかなあかんと。当たり前なんですよ。何で弁護士に聞かないんですか。弁護士に聞いたら、おまえら何してんのな、こないなりますよ。こんなことも分からんのかと。こういう返事が返ってきます。必ず返ってきます。返ってこんかったら、私はその弁護士は失格だと思います。ここまで言えます。そやから、ちゃんと確かめなさいよ。何のために休憩取ったんです。何を聞いたんです。かなわんな、ほんまに。

それから、こんなんね、通されへんで。私は、皆さん知りませんけどね、これでいいって言ったら、それでいくんでしょうけども、そんな話じゃないですよ。よう考えてく

ださいよ。これでもええんかって。そんな無理に通そうとする。何でそんなん無理に通さなあかんのです、これを。取り下げたら終わりでしょう。取り下げて、また必要書類ちゃんと整えて、また出したらええだけの話でしょう。何でそれできないんです。これを押し通そうとするんです。そんなむちゃしたらあかん。はっきり言っておきます。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　埴谷議員の質疑の中で、議案の中の用地ということで、用地は町有地ではない、借地である、そのとおりでありまして、用地という表記をしてるんですが、先ほども申し上げましたが、表記で足りない部分はきちんと説明もさせていただいてますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

また、瑕疵担保、そしてまた保険についても、きちんと契約書の中にうたっておりますし、保険についても、相当の保険契約ということもうたわれております。ですから、当然、だから、保険契約は相当な保険契約ということになろうと思っておりますけれども、そこらの辺りについては、もっと細かい詰めはりらと確認していきたいなと思っております。

それと、十三神社の２１人による総代会の議事録は作成されていないということでありますが、それは策定されてないというのは、だから、十三神社のほうの営みというんですかね、総代会しても、いつもいつもそういう議事録が策定されてなかったんだろうなと思っておりますが、その総代会を経て、宮司さんと町は契約をしておりますので、当然それは有効なものであるというふうに認識しています。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

○６番（埴谷高夫）　　議長、もう一回だけ。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時２１分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２３分）

ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　美里中学校について、こういうことでりらに貸したいということでございますけれども、今、中学校、小学校含めて、りらが持っているのが３校になるわけですね。真国小学校、それから志賀野小学校もあるかというふうに思うんですが、さらにこれで美里中学校と、この３校になってくると思うんですけれども、この美里町でこの学校が廃校になるということについて、りらだけがということではないと、こういうふうなことが全協でも話があったというふうに思うんです。

前にも私気になったんですが、慶風高校という高校があって、それを慶風に、国吉小学校ですか、を貸すということのときに、古いんですよね。かなり古い建物であるかというふうに思うんです。その学校がそういうものであるから、耐震の工事もされてないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういうものを貸して、今度の中学校について、りらに貸していくということになってきた場合に、問題が生じないのかどうか。まず、町民の皆さん方にもちょっとおかしいというふうなところで考えられる方も出てくるかというふうに思うんですが、その辺について私非常に気になるところであります。

それから、中学校、全協のところで、りらのほうで中等部も今後やっていきたいように書いていましたけれども、中学校というのは現紀美野町には１校あるわけでございますけれども、そことの関係では問題等が出てこないのかどうか。問題というんですか、民間の中学校ができるということに起こってくる問題はないのか、それも併せてお聞きしたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、りらさんに貸しているところ、旧真国小学校、志賀野小学校、今回、美里中学校ということで３校っておっしゃられましたが、今現在、旧の真国小学校のみとなってございます。志賀野はもう既に返還されておりますので、今はもう貸しておりません。ですので、真国小学校と美里中学校、この二つという形になります。

それから耐震の関係で御質疑だと思います。美里中学校については、耐震の補強工事

というのはもう完了してますので、そこは心配ないのかなというふうに、基準よりはクリアできているというふうに認識しております。

それから、りらの中等部ができることによってどういった影響があるのかということだと思いますけども、基本的にはプラス面が多いんじゃないか、ちょっとマイナス面はあんまり想定はできてないんですが、やっぱり地域の活性化につながって、地域の方々も喜んでいただける。それからまた、町内においても、町内で通える可能性のある学校が一つ増えるというようなイメージは持っておりますので、マイナス面はちょっとまだ、ごめんなさい、想定はしておりません。

以上です。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　元国吉中学校についての耐震ができているということでございましたけれども、そういうふうな工事はいつやったんですか。そういうふうな、予算等に出てきたように思わんのですけれども、その辺はどうでしょうか。

それから、中等部をやることについて、それは問題ないと。教育委員会はどうなんですか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の再質疑にお答えします。

国吉小学校は特に今回貸すものではございませんので、関係ある施設ではございませんので、ということでございます。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　今度できる中等部については、りらの中等部については、これは私学ということで、独自な教育の方針をもって、そういう生徒さんを募集するんやと思います。その中にうちの町の生徒も行きたいという子もいてるか分からんし、大半は、多分、予想ですけども、外のこどもたちが来るんではないか。その中で、今１校しかない紀美野中学校とのいろんな交流も生まれるかも分からないしなと。そういった予想はしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　関係ないんですか、国吉小学校については。そういうもん

ですか。でやってるんですか。ついでに聞きますけれども、それでは。バランスおかしいと私は思うんですよ。

それから、今答えていただきましたけれども、中等部についても、生徒が減ってきたからということについて、美里中学校は廃校と。これはもう非常に多くの皆さん方が残念がったんですよ。あの当時、まだ体育館は地域の方もお金出してるんですよ。そういうふうなことがされている中で、問題なく今後もやっていけるということに、それはなったところで、民間については紀美野町は知らないということであるんか知りませんけれども、そういうふうな捉え方なんですか。

それと、志賀野小学校について返還があったということについては、それは議会にかけなくてもいいんですね。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

国吉小学校の話ですが、今回お貸しするのは美里中学校でございますので、それについては耐震はなされているという回答をさせていただいたんです。国吉小学校については、ちょっと私の記憶ですが、耐震工事はやった記憶はないので、耐震の工事というのはやっていないというふうに認識しております。

それから、志賀野小学校は、契約結んで、それで契約を結ぶのは結んでます。更新はなかったというふうに、ごめんなさい、更新なのか、途中でもう返しますという話になったのか、ちょっとそこは覚えてはないんですけども、そういうことで、次の更新はなかったということで認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　民間の私学でありますので、そこはそこの教育方針でやる。紀美野中学校については、これはもう公立の中学校ですので、私どもが所管している学校ですから、それは教育委員会としての、紀美野中学校というのはタッグを組んだ上でやるんですけども、私学については私たちの所管外になります。それはそれで、関係ないということにはなりませんが、そっちはそっちの方針でやる。でも、こども同士のいろんな交流というのは、それはまた生まれていくんではないかなという、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

○１１番（美濃良和）　　休憩お願いします。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時３５分）

――――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３９分）

ほかに質疑ありませんか。

３番、桐山尚己議員。

（３番　桐山尚己　登壇）

○３番（桐山尚己）　　教育長に確認をしたいんですけれども、私も美濃議員より質疑のあった観点でちょっと確認をさせていただきます。

美里中学校閉校ということに当たり、生徒数が少なくなってきてという大前提があったわけですね。それで、紀美野中学校を開校して、まとまった数の生徒で学んでいくという方向性で来たわけであります。

今回、りらが旧美里中学校跡で中学部を開校するということになった場合、先ほど来話が出てますように、町内在住のお子さんたち、保護者の方々は、自身が、もしくは子弟がどっちの中学校に通うのかという、その選択肢が増えると。そういう意味ではプラスだという、そういう認識でありました。

もちろん、でも、そうなった場合、りらのほうに通う生徒が出てきた場合、紀美野中学校としては生徒数が減るわけですから、マイナスの要素になるわけですね。そのマイナスを考えても、それを補っても余りあるプラスのメリットが町全体にあると、そういう認識が大前提にあるかと思うんですけれども、その点について、教育長の御認識、お考えをお聞かせ願えますか。

（３番　桐山尚己　降壇）

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

（教育長　中野卓哉　登壇）

○教育長（中野卓哉）　　桐山議員の御質疑にお答えします。

確かにりらで中等部ができたときには、ひょっとしたら町内の生徒がりらのほうへ行きたいというこどもはいてるかも分かりません。それはそれで、今おっしゃってくれたように、選択肢が増えるということがメリットとしてはあると思います。

また、現実的に、今の中学生、小学生が紀美野中学校に全て行っているかと。それはそうでもない。私学のほうに行く生徒も何人かはいます。だから、そんな中で、一つ私学が町内にできたら、ひょっとしたら減るかも分かりませんけども、でも、私学は私学の、芸術系の専門的なことをやる学校やと思いますけども、そこで紀美野中学校としても、先ほど来申し上げているように、いろいろな交流もしながら、町全体の、何ていいますか、教育の活性化というか、そこにつながるんではないかというふうに捉えています。

以上です。

（教育長　中野卓哉　降壇）

○議長（七良浴　光）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　ということは、りらという非常にユニーク、ユニークと言うと、日本語的にちょっとあれかもしれませんけれども、独特な、極めて現在の公的な教育とは離れたところで生きる底力というものを育む教育をされている、言ってみれば非認知能力を育むような教育をされているという、そういう教育を、公的な学校である紀美野中学校にも積極的な交流を通じてどんどん取り入れていこうと。いい部分は取り取り入れていこうと。そういう意思の表れであると、そういうことでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　最初からそれを一緒にやりたいというふうに私は申し上げているわけではなくて、結果的にそういう、いろんな活動が始まったときに、やはり公立中学校のほうもそういうものを取り入れていったらいいなということが起こってくれば、それはそれでそのときに取り組んだらいいと思います。あくまでも紀美野中学校は文部科学省の出している学習指導要領に基づいた教育を進めていくと。その結果、そういう交流も起こってくるだろうし、また、生きる力っておっしゃいましたけど、紀美野中学校においても、生きる力をまさにいろんな活動を通して育んでるということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　教育とは何たるかと、どういうものなのかということになってくるので、あまり深くは申し上げませんけれども、公的教育機関であっても、私学、私的な教育機関であっても、教育の根底は相通ずるものがあるというふうに私は思っております。今の教育長の答弁からしても、同じ認識がされておられるのかなというふうに感じました。

ぜひ積極的に、文科省も生きる力ということをうたって旗振りをしてるわけですね。そこの部分を、今の学習指導要領にもちろん基づいてというのはありますけれども、公的な教育でも幅広い展開が本来はもっとできるはずなんですね。そこのできてない部分を、例えばりらから学び取るようなところもあると思うんですよ。そういったところも謙虚に見つめていって、学ぶ姿勢を持っていただいて、無理にとは言いませんよ、無理にとは言いませんけれども、そういう姿勢を持ってやっていかれれば、さらなる紀美野中学校の飛躍があるんではないのかなと。それが相乗効果としてりらという学校を、中等部を迎える大きな意義の一つになってくるんではないかというふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　ありがとうございます。生きる力については、本当に今現在もそういう力をつけるために様々な教育活動を通じてやっているということと、それから、今、次期学習指導要領の議論というのが国のほうでも始まっています。その中で、多様な教育課程をつくっていこうと。今もある一定の幅は持ってるんですけども、さらにもう少し幅を持ったことができるように今議論をしているという中では、いろいろな今後も教育課程を考えられるんではないかというふうに思います。

また、学ぶ姿勢というふうにおっしゃいましたけども、学校のほうではいろんな学校、それからいろんな活動をいろいろ学校の先生も研修してやっております。だから、それは授業づくりだったり、学校づくりだったり、友達、仲間づくりだったりということについては、様々な研修を通じて日々の教育活動を充実するということをやっているということで、学ぶ姿勢を持ってこれからも学校運営を図っていただけるように指導していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時４９分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５０分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　私反対するつもりなかったんですけどね、しかし、これ反対せざるを得ない立場に追い込まれました。

というのは、先ほども言いましたように、第一、議案が間違っている、こういうのは話にならないでしょう。執行部は、執行部というか、担当もね、議案の不備を口頭で説明したと。そんな答弁で、この議案の不備をなぜ正当化できるんです。議案の不備、議案が間違っているそのものについて訂正しないと、口頭で幾らこう説明しましたって、ここは借地ですと議会で説明しましたから、そんなことをね、イロハのイでしょう。何でそういうことを言えるかな。議事録に残るんですよ、これ。もう考えられないです、あなた方の考え方。

これ私、美濃さんと今話しましたけれども、修正の動議出して、ここ削りましょうかっていって言ったんですけども、しかし、それでこの物事が解決しないというのが私思い直しましたんで。というのは、十三神社の問題ですけれども、やはり議事録や決議書、総会議事録みたいなものがないというのは、それは書類の不備なんですよ。議会へ出すにつけて、そういうものが絶対必要であるのに、それがないってはっきり断言なさったら、これは認めるわけにいかないでしょうということになりますよ。後でもらいますっていったって、根拠ないわけですから。議会もう諮るわけですよ。これ通るわけですよ。通るかどうか分かりませんけれども、今までの例からいったら通るんでしょう。そういうことでやっていいんですか。二重三重にも、二重三重じゃないけれども、おかしな議

案になってるでしょうが。そういうのを議会でやったら駄目ですよ。まあね、どうしようもないかな。

そやから、細かいことも決まってないと。もっとちゃんと詰めて、そして、これでりらに貸すんですよって、そういう立派なことでやってもらったら、別に私、りらどうのこうのというのは、私よく分かりませんから、正直申し上げて。議員として非常に情けない話ですけれども、よく分かりませんから、だから、その点では別に私、どうのこうのないんです。しかし、いざこの議案となりますと、私はもう反対せざるを得ません。

先ほどの議論でもありましたように、１０年期間というのは最高だと言いますけれども、それもよく分からないし、いろいろな工作物責任や契約不適合責任も明確に私、契約上いただいてないというのが非常に問題なんですが、そういうのをやっぱり議会で示して、資料として出して、そうして十分な論議をして、そうして決めるべきでしょう。そういうものがないままにやるのも反対ですし、第一、財務諸表が１期しか検討されてないって、こんなことはね、これもイロハのイです。財務分析するのに１か年見て、６年度１か年で見て、そしてこれを出そうと決めましたなんていうのはとんでもない話。私は本当に今回は呆れています。したがって、このようなものに賛成するわけにはいきません。

以上です。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

３番、桐山尚己議員。

（３番　桐山尚己　登壇）

○３番（桐山尚己）　　では、反対討論をいたします。

私も本案に関しては基本的には大賛成であります。しかしながら、埴谷議員から指摘されたような形式上の不備がある。これは否定できません。議案書としてやはり上程する以上は、きっちりと正確な表現をするというのはもう基本中の基本でありますから、そこはやはりクリアしていただかなければならない。

また、十三神社の議事録の件にしても、議事録というものが存在しているのかいないのかにかかわらず、やはり正当な法的根拠を持った証書として、それを町として保有し

ておくということは極めて重要なことでありますから、そういった、ある意味細かい、瑣末な点かもしれませんけれども、そこをまずクリアしていただいて、早急に再度、本案を再提出していただいた上で通していきたい。このような思いから、今回上程されたこの条件下でのこの本案には反対をいたします。

以上です。

（３番　桐山尚己　降壇）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時５８分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５９分）

これから議案第１４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立半数）

○議長（七良浴　光）　　起立は５人であります。議長を除いたただいまの出席人数は１０人でありますので、可否同数であります。したがって、地方自治法第１１６条第１項の規定により、議長が本案に対し裁決します。

議案第１４号、町有財産の無償貸し付けについては、議長は可決と裁決します。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１５号　工事請負契約の変更について

○議長（七良浴　光）　　日程第１４、議案第１５号、工事請負契約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　初日の提案で、何でしたかね、物の数が減ったということでありますけれども、その契約では、それ以外のことについては問題なく、そんだけのことであるということなんですよね。あえてそのことについて事前に分からなかったのかということについてまずお聞きしておきたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今現在、議案第１５号ということでございまして、こちらのほうは宮前橋の下部工の変更契約の件になりますが、今、美濃議員がおっしゃっていただいたことにつきましては、次の議案第１６号の案件ではありますけども、同場所での同じ工事のことでございますので、質疑にお答えさせていただきたいと思います。

こちらのほうは、下部工の工事と上部工の工事を別々に発注して、専門業者がそれぞれ違いますので、行いました。それで、下部工の工事につきましては、令和６年の６月に議会の議決をいただきました。それから、上部工につきましては、同年の１２月に議会の議決をいただきまして、現在進めているところでございますが、それで、川の工事でございまして、１１月以降の非出水期の工事になります。

それで、そのときに下部工の工事の業者さん、それから上部工の工事の業者さんも踏まえて、上部工の工事を落札された業者さんからの提案で、こういう形で工法すると経費が安くなりますよということの提案がございましたので、そういった形で精査した結果、トータル的に総事業費が安価に抑えられるということが判明しましたので、こういう形での変更契約という形になってございます。

以上です。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　１５号、１６号が関連しているということでございましたけれども、今見てみましたら、上部工で３，６００万余しの減額、そして下部工では１２８万ですね。上部は３６５万ですか。そういうことで、業者のほうからこのようにするほうが安く上がるからこういうふうにしたらどうかと、そういう提案があったということですか。

○議長（七良浴　光）　　中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）　　美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

こうするほうが安く上がるからというよりかは、まず、説明でもさせていただきましたが、最初は当初、９０トンのクレーンで施工すると。そして、上部工につきましては、鉄製のものなんですけども、五つに分割されたものをそれぞれベントっていう支保工、４か所に設置します。参考資料を見ていただくと分かるんですけども、設置して、それぞれに施工するというやり方で当初は計画してございました。

ですが、上部工の業者さんのほうから、１６０トンのクレーンに替えることによって、一つずつ施工してたものを二つ一遍につって設置することが可能だということも提案をいただきましたので、そういった中で、金額、当然、９０トンクレーンから１６０トンクレーンになりますと、当然、それらの機械の経費等は上がります。上がりますが、トータル的に考えますと安くなったということで、この工法を採用したということでございます。それで、何よりそれの工法をすることによって一日でも早く完成させたいという思いもございましたので、そういう形で採用させていただきました。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１６号　工事請負契約の変更について

○議長（七良浴　光）　　日程第１５、議案第１６号、工事請負契約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１６号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（七良浴　光）　　日程第１６、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから議会の意見をまとめます。

お諮りします。

諮問第１号については、適任として答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号については、適任として答申することに決定しました。

◎日程第１７　議案第１７号　教育委員会委員の任命の同意について

○議長（七良浴　光）　　日程第１７、議案第１７号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（七良浴　光）　　起立全員です。

したがって、議案第１７号、教育委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日６日から１０日までの５日間、議案精読のため休会し、１１日午前９時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散　会

○議長（七良浴　光）　　本日は、これをもって散会いたします。

（午後　２時１１分）